

○稲美町特別職報酬等審議会条例

(昭和40年8月2日)
条例第200号

改正 平成15年6月24日条例第21号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について、審議するため、稲美町特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 町長は、議会の議員の報酬の額並びに、町長及び助役の給料の額に関する条例を議事に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員7人をもつて組織し、その委員は、稲美町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、町長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営政策部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則 (平成15年6月24日条例第21号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。